

## 第7章. 誘導施設

### 7-1. 都市計画運用指針における誘導施設の考え方

- ・誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るため必要な施設であり、都市計画運用指針では以下のように整理されています。

(都市計画運用指針)

#### 基本的な考え方

- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき医療・福祉・商業等の都市機能を設定する。
- ・当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。(具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。)

#### 誘導施設として想定される施設

##### ○高齢化の中で必要性が高まる施設

- ・病院、診療所等の医療施設
- ・老人デイサービスセンター等の社会福祉施設
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・地域包括支援センター

##### ○子育て世代にとって居住場所を決める際に重要な要素となる施設

- ・幼稚園や保育所等の子育て支援施設
- ・小学校等の教育施設

##### ○集客力がありまちの賑わいを生み出す施設

- ・図書館、博物館等の文化施設
- ・スーパーマーケット等の商業施設

##### ○行政施設

- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等

## 7-2. 誘導施設の設定

- ・都市計画運用指針に基づいて、本市に求められる都市機能別に誘導施設を以下のように設定します。

都市機能	本庁舎周辺	複合施設周辺	生活サービス機能 (地域住民を対象とする日常生活サービスを提供する機能)
	高次都市機能 (質の高いサービスを日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象に提供する機能)	地域都市機能 (市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供する機能)	
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中枢的な行政機能</li> <li>・ <b>本庁舎、支所</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市東部地域を対象とする行政窓口機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活を営む上で必要となる行政サービス機能</li> <li>・ 出張所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全域を対象とする高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>・ <b>地域包括支援センター</b> (介護保険法第115条46に基づく地域包括支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に市東部地域を対象とする高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>・ 在宅系介護施設、コミュニティサロン</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全域を対象とする児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>・ <b>子育て支援センター</b> (子育て支援のための地域の総合的拠点で、子育てに関する無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に市東部地域を対象とする児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>・ 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・児童館</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>・ <b>大規模小売店舗</b> (大規模小売店舗立地法に基づく、店舗面積の合計が1,000㎡以上の小売店舗)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に市東部地域を対象とする買い物、食事を提供する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>・ スーパー・コンビニ等</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全域を対象とする総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能</li> <li>・ <b>病院</b> (医療法第1条の5(20床以上の入院施設を持つ医療機関))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に市東部地域を対象とする総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な診療を受けられることができる機能</li> <li>・ 診療所</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全域を対象とする教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>・ <b>文化ホール、図書館</b> (図書館法第2条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主に市東部地域を対象とする教育文化サービスの拠点となる機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における社会教育活動を支える拠点となる機能</li> <li>・ 社会教育センター</li> </ul>

赤文字：誘導施設 ( ) は根拠法等